

令和4年度南いわて関係人口創出事業  
企画・運営等業務

業務仕様書

令和4年2月

県南広域振興局経営企画部

この業務仕様書は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和4年度南いわて関係人口創出事業企画・運営等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様等を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の概要

### (1) 趣旨

仙台圏の「関係人口」に着目し、岩手県県南地域（以下「県南地域」という。）と仙台圏との関係性を構築することにより、移住・定住への展開、地域課題解決（自治体、集落等が抱える様々な課題）への展開を目指すもの。

### (2) 業務件名及び数量

令和4年度南いわて関係人口創出事業企画・運営等業務 一式

### (3) 委託期間

委託契約締結の日から令和5年2月28日（火）まで

### (4) 委託料の上限額

2,614,810円（税込）

※ 上記金額は現時点の見込であり、今後、令和4年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合、又は予算額に変更が生じた場合等にあつては、本件業務委託手続きについて停止の措置又は予算額の変更等を行うことがある。

## 2 業務内容

本業務の委託内容について、次に掲げる各項目が効果的かつ円滑に運営されるよう企画提案を行うこと。

なお、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項で本業務を遂行するために必要となる事項はすべて実施すること。

### (1) 仙台圏在住者を対象としたワークショップの開催

#### ア 目的

仙台圏在住者を対象に、県南地域の魅力や地域づくりの取組紹介、地域課題の解決案創出等に対するワークショップを実施し、地域への関心を高めることにより、県南地域のファンの創出を図るもの。

#### イ 開催概要

##### (ア) 基本内容

- I 県南地域の魅力や地域活性化の取組PRイベント（オンライン1回以上）
  - II 事例発表者と参加者のつながりを深めるワークショップ（仙台市内集合3回以上）
- ・ 本事業を通して、参加者と事例発表者の連携による、地域課題解決につながる事業創出が行われるよう、効果的な工夫を盛り込んだ提案とすること。
  - ・ 上記は目安の回数であり、受託者が県と協議の上、当該回数以上を実施することを制限するものではないこと。

- ・ 本業務の目的に沿った開催毎のテーマ設定を行うこと。
- ・ 仙台市内の開催場所は、仙台市中心部、若者が集まりやすいイベントスペースとすること。

#### (イ) 事例発表者

テーマに沿った事例発表者を3名以上選定することとし、事例発表者を提案すること。

※ 事例発表者は継続して参加可能な者とし、各発表者とも3回以上参加（うち仙台市内でのワークショップに1回以上参加）できる者とする。

#### (ウ) 参加対象者及び参集人数

県南地域に興味のある仙台圏在住者等 30～40名程度

【事業実施イメージ】 ※当該内容以外で実施することを制限するものではないこと。

- ・ 第1回 地域の魅力や活性化の取組PRイベント（オンライン開催）
- ・ 第2回 つながりを深めるワークショップ（仙台開催／事例発表者A・B・C会場参加）
- ・ 第3回 つながりを深めるワークショップ（仙台開催／事例発表者A・B・Cリモート参加）
- ・ 第4回 つながりを深めるワークショップ（仙台開催／事例発表者A・B・Cリモート参加）
- ・ [参加者と事例発表者の連携による実践活動（地域課題解決につながる事業の実施）]

### ウ 宣伝・広告の実施

SNS、WEBサイト等を活用し、より多くの方の参加が期待できるような効果的な宣伝・広告を実施することとし、宣伝・広告の方法を提案すること。

### エ フォローアップ

(ア) 参加者と事例発表者による事業創出が円滑に行われるよう、また、つながりの継続が図られるよう、必要な助言やフォローアップを行うこと。

(イ) 参加者と事例発表者の連携による地域課題解決につながる事業が行われる場合に要する費用（会場使用料、試作費、印刷費など）を負担すること。

なお、支払額に上限を設けることは差し支えないこと。

### オ その他

(ア) 受託者は、企画立案、チラシ・イベントバナー等デザイン、集客・宣伝・申込受付、会場確保、事例発表者等との日程調整、運営（安全管理を含む）、アンケートの実施・集計など、業務全体を統括し、開催に当たって必要な業務の一切を行うこと。

(イ) 事例発表者の報償費及び旅費、会場使用に要する費用、宣伝・広告費、チラシ・イベントバナー等デザイン費、フォローアップに要する費用など、実施に要する費用については、すべて受託者が負担すること。

(ウ) 受託者は、終了後は実施結果を記載した報告書等を作成し、県に提出すること。なお、記載事項、提出期限等については、県と協議の上、定めるものとする。

## (2) 仙台圏在住大学生等を対象としたワークショップの開催

### ア 目的

仙台圏在住大学生等を対象に、県南地域の地域課題の解決案創出等に対するワークショップを実施し、地域活性化の取組を通して県南地域との関係性を深めることにより、地域課題解決に参画する関係人口の創出を図るもの。

## イ 開催概要

### (ア) 基本内容

地域課題の解決案創出等に対するワークショップ

(オンライン4回以上、仙台市内集合1回以上)

- ・ 本事業を通して、参加者と事例発表者の連携による、地域課題解決につながる事業創出が行われるよう、効果的な工夫を盛り込んだ提案とすること。
- ・ 上記は目安の回数であり、受託者が県と協議の上、当該回数以上を実施することを制限するものではないこと。
- ・ 本業務の目的に沿った開催毎のテーマ設定を行うこと。
- ・ 仙台市内での開催場所は、仙台市内の大学を予定しているが、その他の会場での開催を妨げるものではないこと。

### (イ) 事例発表者

テーマ設定に沿った事例発表者を3名以上選定することとし、事例発表者を提案すること。

※ 事例発表者は継続して参加可能な者とし、各発表者とも3回以上参加（うち仙台市内でのワークショップに1回以上参加）できる者とする。

### (ウ) 参加対象者及び参集人数

県南地域に興味のある仙台圏在住大学生等 15～20名程度

【事業実施イメージ】 ※当該内容以外で実施することを制限するものではないこと。

- ・ 第1回 説明会（オンライン開催）
- ・ 第2回 講義、参加者交流会（仙台開催／事例発表者 a・b・c 会場参加）
- ・ 第3回 アクションプランづくり①（オンライン開催／事例発表者 a・b・c オンライン参加）
- ・ 第4回 アクションプランづくり②（オンライン開催／事例発表者 a・b・c オンライン参加）
- ・ 第5回 活動発表会（オンライン開催）
- ・ [参加者と事例発表者の連携による実践活動（地域課題解決につながる事業の実施）]

## ウ フォローアップ

(ア) 参加者と事例発表者による事業創出が円滑に行われるよう、また、つながりの継続が図られるよう、必要な助言やフォローアップを行うこと。

(イ) 参加者が県南地域を訪れる際に要する費用（交通費、宿泊費、保険料）を参加者へ支払うこと。  
また、参加者と事例発表者の連携による、地域課題解決につながる事業が行われる場合に要する費用（会場使用料、試作費、印刷費など）を負担すること。

なお、支払額に上限を設けることは差し支えないこと。

## エ その他

(ア) 本事業の共催を予定している仙台市内の大学と連携しながら、企画運営、参加学生への連絡や情報共有を行うこと。（令和3年度は東北学院大学と連携して実施）

(イ) 受託者は、企画立案、チラシ・イベントバナー等デザイン、集客・宣伝・申込受付、会場確保、事例発表者等との日程調整、運営（安全管理を含む）、アンケートの実施・集計など、業務全体を統括し、開催に当たって必要な業務の一切を行うこと。

(ウ) 事例発表者の報償費及び旅費、チラシ・イベントバナー等デザイン費、フォローアップに要す

る費用など、実施に要する費用については、すべて受託者が負担すること。

(エ) 受託者は、終了後は実施結果を記載した報告書等を作成し、県に提出すること。なお、記載事項、提出期限等については、県と協議の上、定めるものとする。

### (3) 成果品

本仕様書の内容に従い、全ての業務の完了後は、実施報告書（イベント報告書、関係人口リスト、アンケート集計、記録写真等）を提出すること。（宣伝・広告の実施結果及び参加する仙台圏在住者等に関する情報を取りまとめたものを含む。）

### (4) その他、事業の実施に必要な業務全般

ア 契約締結後、速やかに委託者と打ち合わせ、履行スケジュール、執行体制の調整を行うこと。

イ 委託者の指示に従い、定期打ち合わせ及び必要に応じ随時打ち合わせを行うこと。

### (5) 留意事項

ア 開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を講じること。また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、都道府県をまたぐ移動が制限された場合等においても、実施できる体制を確保すること。

イ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響によっては、事業内容の変更、中止又は代替策による実施を指示する場合があること。

## 3 企画提案書の作成等

### (1) 企画提案書の作成

ア コンペ参加者は、「1 本業務の概要」「2 業務内容」に沿った内容で、かつ次の事項を明確にした企画提案書を作成すること。

(ア) 業務実施のコンセプト・全体イメージ

(イ) 具体的実施方法（業務内容毎に作成）

(ウ) 実施スケジュール

(エ) 業務の管理体制

イ 企画提案書は、やむを得ないものを除き、原則、縦A4版左綴じ又は横A4版上綴じにまとめること。

ウ 企画提案は、コンペ参加者（共同提案にあつては当該共同体）1者につき1提案とすること。

エ 企画提案に当たり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

オ 企画提案は、全て企画提案書に記載すること。

カ 企画提案書にはページ番号を付すこと。

### (2) 積算内容書の作成

ア 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書をA4判で作成すること。

なお、提案に係る費用の総額は、1の(4)に定める委託料の上限額を超えないこと。

イ 費用積算内訳書については、積算した金額のうち、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって

積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

ウ 積算内訳書は任意の様式によるものとし、企画提案書と別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、「県南広域振興局長」あてに、参加者の称号又は名称、代表者職氏名を記載、社印及び代表者印を押印の上、提出すること。

### (3) 企画提案書等の提出

ア 企画提案書等の提出部数は、次のとおりとする。

(ア) 企画提案書 7部（正本1部、副本6部）

(イ) 積算内訳書 7部（正本1部、副本6部）

イ 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え、撤回することができないものとする。

ウ 企画提案書等の作成・提出に係る費用は選定結果に関わらず提案者の負担とする。また、提出した企画提案書等については返却しない。

### (4) 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条虚偽表示又は第95条（錯誤）に該当する提案

イ 企画コンペ参加表明書を提出していない者からの企画提案

ウ 企画提案書等の提出期限到来後に提出された企画提案

エ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

## 4 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

### (2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1)再委託等の制限」イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

### (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 県は、上記「(1)再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

#### **(4) 権利の帰属等**

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。

#### **(5) 機密の保持**

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

#### **(6) 個人情報の保護**

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。